

## 白馬村の感染警戒レベルを5に引き上げ 「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します

令和3年1月20日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

### 1 趣旨

北アルプス圏域においては、1月16日に感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。しかし、その後も陽性者の確認が相次いでおり、1月17日から19日までの間に9人（うち白馬村7人）の陽性者が確認されています。また、寮などの共同生活の場での感染や感染経路不明などのリスクの高い事例もみられます。

全県に目を向けると、直近1週間（1月13日～19日）の人口10万人当たり新規陽性者数は15.16人（陽性者数309人）となっており、受入可能病床数に対する入院者の割合は67.4%（236/350床）、実質的な病床使用率（確保病床350床以外に受入を行っている病床を除いたもの）は58.3%、重症者の割合は6.3%（3/48床）となっています。

県としては、医療非常事態宣言を発出し、県民の皆様にご協力をお願いするとともに、医療機関に対する受入病床拡充の依頼や、新たな宿泊療養施設の開設等により、全県における陽性者の受入体制の拡充に努めていますが、北アルプス圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼしかねません。

このため、現在、レベル4として特別警報Ⅰを発出している北アルプス圏域において、とりわけ感染の拡大が顕著な白馬村について、当面2月4日までの間、感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します。

### 2 白馬村における県の対策強化について

白馬村におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。白馬村にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、感染拡大地域への訪問を極力控えることなど、「医療非常事態宣言」（別紙1）に伴うお願いの遵守を改めて徹底するとともに、次に掲げる県の対策にご協力をお願いします。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

（県民及び来訪者への協力要請）

- ① 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します【白馬村全域】

（事業者への協力要請）

- ② 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）について協力を要請します【白馬村中部地区（南の境界は平川、北の境界は松川、東の境界はJR大糸線で囲まれる区域）】（1月22日から2月4日まで）
- ③ 職場や共同生活の場での感染防止対策のさらなる徹底をお願いします

(事業者及び商店街等への支援)

④ 営業時間の短縮等を行った事業者を支援します

⑤ 村と連携し感染拡大防止対策などに係る地域の取組への支援を検討します

(集中的な検査の実施)

⑥ 飲食店の従業員等に対し集中的な検査を行います

(関係機関等との連携による対策の検討)

⑦ 関係機関等と連携し観光地としての特性を踏まえた効果的な対策を検討します

(公共施設の休止等の検討)

⑧ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、白馬村に対しても検討を要請します

① 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します【白馬村全域】 (特措法第 24 条第 9 項)

白馬村にお住まいの方や訪問される方に、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「新型コロナ対策推進宣言」等の実施などを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう協力を要請します。

② 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）について協力を要請します【白馬村中部地区（南の境界は平川、北の境界は松川、東の境界は JR 大糸線で囲まれる区域）】（1 月 22 日から 2 月 4 日まで） (特措法第 24 条第 9 項)

白馬村中部地区（南の境界は平川、北の境界は松川、東の境界は JR 大糸線で囲まれる区域）(別紙 2)における酒類の提供を行う飲食店等に対し、次のとおり協力を要請します。

なお、要請の期間は 1 月 22 日\*から当面 2 月 4 日までとしますが、感染状況により延長する場合があります。

種 類	区 分	要請の内容
接待を伴う飲食店、飲食店 (酒類の提供を行うものに限る) 〔 特措法施行令第 11 条第 1 項 第 11 号に該当する施設 〕	ガイドライン非遵守	休業
	ガイドライン遵守	営業時間短縮 (5 時～20 時)
飲食店等 (酒類の提供を行うものに限る) 〔 特措法施行令第 11 条第 1 項 第 14 号に該当する施設 〕	—	営業時間短縮 (5 時～20 時)

※ 22 日の営業時間から (営業時間短縮の場合は 22 日の 20 時以降) 適用

③ 職場や共同生活の場での感染防止対策のさらなる徹底をお願いします

事業者の皆様は、手洗い・手指消毒の励行、マスクの着用、食器やタオルなどの共用を避けることなど、職場や従業員寮等の共同生活の場における感染防止対策を徹底してください。とりわけ、仕事の後や共同生活の場における飲食の際の感染防止対策に留意してください。

また、感染拡大地域<sup>※</sup>への訪問を極力控えることなど、「医療非常事態宣言」（別紙1）に伴うお願いの遵守の徹底を従業員に働きかけてください。

※ 直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県(首都圏、関西圏など)

**④ 営業時間の短縮等を行った事業者を支援します**

県の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者に対して支援します。

**⑤ 村と連携し感染拡大防止対策などに係る地域の取組への支援を検討します**

白馬村と連携し、地域の観光関係者や商店街等が取り組む感染拡大防止対策や風評被害防止対策のための取組等への支援を検討します。

**⑥ 飲食店の従業員等に対し集中的な検査を行います**

感染リスクが高いと思われる飲食店の従業員等に対し、無症状の場合も含めPCR等検査を受けるよう呼びかけ、集中的な検査を実施します。

**⑦ 関係機関等と連携し観光地としての特性を踏まえた効果的な対策を検討します**

白馬村や関係機関と連携し、外国人や来訪者が多い地域の特性を踏まえた効果的な対策を検討します。

**⑧ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、白馬村に対しても検討を要請します**

人が集まる県の公共施設について、休止等を含め必要な措置を検討するとともに、既に予約が入っている場合など休止をしない場合も施設の感染防止策を徹底します。白馬村に対しても同様の措置を検討するよう要請します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

**施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）を要請する施設**

種類	施設例	要請の内容
----	-----	-------

● 下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第11号に該当する遊興施設

接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る）	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー ダーツバー パブ ライブハウス カラオケボックス 等	○ガイドラインを遵守していない施設 ＝ <b>休業を要請</b>  ○ガイドラインを遵守している施設 ＝ <b>営業時間短縮（5時～20時）を要請</b>
-----------------------------	--	---

● 下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第14号に該当する飲食営業施設

飲食店等（酒類の提供を行うものに限る）	居酒屋 食堂 レストラン 等	<b>営業時間短縮（5時～20時）を要請（宅配・テイクアウトを除く）</b>
---------------------	----------------------	--

## 医療非常事態宣言

(1月14日から2月3日まで)

年末年始の人の動きにより、県内でも新型コロナウイルス感染症の陽性者が急激に増加し、感染リスクが高まっています。

他方で、医療の負荷が増大しており、早急に新規陽性者数を減少に転じさせなければ、救える命が救えなくなるおそれがあります。

そのため、県民の皆様には、次の3点について特にお願いいたします。

- 1 人との接触機会を極力減らしてください。特に、高齢者及び基礎疾患のある方は、不要不急の外出を控えてください。
- 2 感染拡大地域への訪問を極力控えてください。
- 3 大人数、長時間など感染リスクが高い会食（自宅や職場等も含む。）は控えてください。

第一線で新型コロナウイルスと闘い、私たちの命を守ってくださっている医療従事者の皆様に、深く敬意を表します。また、暮らしや事業活動に大きな影響を受けながらも、感染防止にご協力いただいているすべての皆様に改めて感謝申し上げます。

今がまさに、爆発的な感染拡大を防ぎ、大切な医療を守るための瀬戸際です。私たち一人ひとりが感染のリスクを減らすための行動を実践し、大切な命と暮らしを守っていきましょう。

皆様のご協力を心よりお願い申し上げます。

令和3年1月14日

長野県知事

阿部守一

## 「医療非常事態宣言」の発出を踏まえてのお願い（抜粋）

令和3年1月14日時点

### 2 県民の皆様等への要請

#### (2) 避けるべき場面に関するお願い

##### ① 会食・茶飲み話等について

- 密な室内での大人数での飲食、長時間（概ね2時間超）に及ぶ飲食、はしご酒など感染リスクの高い会食の自粛について協力を要請します。（自宅や職場等も含む。会場により状況が異なるため、人数の特定はしませんが、できるだけ少人数での実施にいただき、人との距離の確保や換気の徹底など感染防止に最大限の留意をお願いします。）

##### ② 往來の自粛について（特措法第24条第9項）

- 感染拡大地域<sup>※1</sup>への訪問は、極力控えてください。受験やリモートによることが困難な仕事など、訪問が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もできるだけ少なくするなど、最大限の感染防止策を講じてください。また、感染拡大地域からの来訪者との接触については、慎重な行動をお願いします。
- 特定都道府県<sup>※2</sup>にお住まいの方は、当該都道府県の知事による要請に従って行動するとともに、受験やリモートによることが困難な仕事での訪問など必要な場合を除き、不要不急の本県への訪問はなるべく控えてください。ご家族やご親戚の方が上記の区域にお住まいの場合は、大変ご心配のことと思いますが、連絡を取り合ってください、当該都道府県の知事による要請を踏まえて慎重に行動するようお願いしてください。

※1 直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県（首都圏、関西圏など）

※2 緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県（令和3年1月14日現在：栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）

##### ③ 帰省や観光で本県にお越しになる方について

- 来訪前2週間は、大人数での会食等リスクが高い行動を控え、かつ、発熱、風邪症状がある、または、10日以内に症状があった方は帰省等を控えるなどの「信州版 新たな旅のすゝめ」に沿った対応をお願いします。
- お住まいの都道府県等から出されている外出自粛等の要請を踏まえた行動をお願いします。

#### (3) その他のお願い

##### ① 観光誘客・イベントについて

- 観光・宿泊施設等の観光事業者の皆様は、特定都道府県からの積極的な誘客は控えていただくようご協力をお願いします。
- 特定都道府県を含む全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1000人を超える大規模イベントを主催する事業者の皆様は、県に事前相談するよう求めるとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するようお願いいたします。また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討を行うようご協力をお願いします。

